

総務環境常任委員会会議記録

日 時 令和3年5月10日(月曜日)
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前10時 0分 開議
午前11時56分 散会

付託事件

(1) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 報告事項

- ① 水戸市自転車活用推進計画について (交通政策課)
- ② 水戸市国土強靱化地域計画について (防災・危機管理課)
- ③ 水戸市地域防災計画について (防災・危機管理課)
- ④ 試験研究用等原子炉施設の事故等に備えた避難計画について (防災・危機管理課)
- ⑤ 水戸市芸術文化振興ビジョンについて (文化交流課)

2 出席委員(6名)

委員長	小 泉 康 二 君	副委員長	佐 藤 昭 雄 君
委員	滑 川 友 理 君	委員	田 中 真 己 君
委員	高 倉 富 士 男 君	委員	福 島 辰 三 君

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(1名)

議長 須 田 浩 和 君

5 説明のため出席した者の職, 氏名

副市長	田 尻 充 君		
市長公室長	小 田 木 健 治 君	秘書課長	篠 原 芳 之 君
政策企画課長	宮 川 孝 光 君	交通政策課長	川 上 悟 君
情報政策課長	北 條 佳 孝 君	みとの魅力発信課長	出 沼 大 君
総務部長	園 部 孝 雄 君	総務法制課長	上 垣 外 泰 之 君
行政経営課長	熊 田 泰 瑞 君	人事課長	安 里 裕 行 君
市民課長	渡 邊 徳 子 君		
財務部長	白 田 敏 範 君	税務事務所長	川 津 英 臣 君
財務部参事兼 財政課長	梅 澤 正 樹 君	税務事務所 参事兼 市民税課長	佐々木 信 也 君

契約検査課長	鈴木和男君	資産税課長	浅野一志君
収税課長	高安正紀君		
市民協働部長	川上幸一君	市民協働部 副部長	小嶋いつみ君
市民協働部 技監	太田達彦君	市民協働部 参事兼 市民生活課長	白石嘉亮君
市民協働部 参事兼 スポーツ課長	柏直樹君	市民協働部 技監兼 体育施設整備 課長	青山和夫君
防災・危機 管理課長	小林良導君	生活安全課長	村沢晶弘君
新市民会館 整備課長	須藤文彦君	男女平等 参画課長	石塚美也君
生活環境部長	佐藤則行君	環境保全課長	柴崎美博君
衛生事業課長	黒澤純一郎君	ごみ減量課長	栗原千尋君
廃棄物対策 課長	亀井俊道君	清掃事務所長	武田和馬君
会計管理者兼 会計課長	小田木義弘君		
選挙管理委員会 事務局長	外岡淳一君		
監査委員 事務局長	和田隆君	監査委員 事務局次長	永井誠一君
議会事務局長	小嶋正徳君	議会事務局 次長兼 総務課長	天野純一君
議事課長	大嶋実君		

6 事務局職員出席者

議事係長	武井俊夫君	書記	武田侑未子君
------	-------	----	--------

午前10時 0分 開議

○小泉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、谷津財産活用課長が病気療養のため、沼田文化交流課長が体調不良のため欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

これより議事に入ります。

それでは、報告事項の説明を行います。

初めに、(1)の水戸市自転車活用推進計画について、執行部から説明を願います。

川上交通政策課長。

○川上交通政策課長 それでは、水戸市自転車活用推進計画につきまして、交通政策課提出の資料①、計画の概要版及び②、計画書の本体、こちらにより御説明をさせていただきます。

まず、資料①、項目1番の計画策定の基本的事項のうち、(1)計画策定の趣旨、こちらにつきましては、安全で快適な自転車の利用環境の整備を推進するため、平成29年度に策定いたしました水戸市自転車利用環境整備計画の内容、こちらを引き継ぎながら、サイクルツーリズムや災害時における自転車利活用の視点を新たに加えて、自転車活用推進法に定める計画として策定し直したものでございます。

次に、(2)計画期間、こちらにつきましては、今年度、令和3年度から令和7年度までの5か年計画とするものでございます。

次に、(3)計画の位置づけにつきましては、資料②、計画書の本体、こちらに沿って御説明させていただきますと存じます。

まず、計画書の36ページをお開き願います。よろしいでしょうか。

まず、目指す姿につきましては、自転車に乗るための環境整備が十分ではないという本市の現状を踏まえまして、自転車に乗ってみたいくなるまちづくり、と定めてございます。

(2)の基本方針は、その実現に向けまして、意識づくり、道づくり、しくみづくり、これら3つの方針の下、施策に取り組むものでございます。

続きまして、37ページを御覧ください。

目標指標といたしまして、ただいまの基本方針に対応したアウトカム指標を設定してございます。

まず、目標1でございますが、自転車の安全向上を図り、自転車通行空間の整備効果を高めるため、整備した路線における左側通行100%、こちらを目標としてまいります。

次に、39ページをお開きください。

目標の2につきましては、自転車事故発生件数につきまして、現在の年133件から70%以上の減少を目指してまいります。

続きまして、40ページをお開き願います。

目標の3につきましては、自転車を利用しやすい環境づくりによって、中心市街地の自転車通行量の目標を9,500台と設定したところでございます。

41ページからは、計画期間5年間で実施する施策をまとめてございます。目指す姿の右に3つの基本方

針，それから7つの基本施策，それから16の施策から成る体系を図にしたものでございます。

主な施策について，かいつまんで説明させていただきます。

まず，42ページをお開き願います。

意識づくりに向けての主な施策として，施策番号①，安全教育の充実としまして，交通ルールやマナーの啓発に努めてまいります。

続きまして，45ページをお開き願います。

施策番号④，自転車利用による健康増進としまして，健康増進のメリットのPRを進めてまいります。

続きまして，46ページをお開き願います。

施策番号⑤，自転車通勤の推奨といたしまして，ノーマイカーウイークなどの際に，通勤時の自転車利用について呼びかけを行ってまいります。

続きまして，48ページをお開き願います。

道づくりに向けての主な施策といたしまして，施策番号⑦，自転車ネットワークの構築を進めてまいります。

続きまして，50ページをお開き願います。

施策番号⑨，道路事情に応じた自転車通行空間の整備では，自動車運転者にも分かりやすい路面表示などに取り組んでまいります。

続きまして，52ページをお開き願います。

しくみづくりに向けての主な施策として，施策番号⑩，駐輪環境の整備，こちらでは気軽に自転車を駐車できる駐車環境の整備を，続きまして，53ページをお開き願います。施策番号⑫，コミュニティサイクル等の整備では，社会実験などを行い，設備や仕組みを検討してまいります。

続きまして，56ページをお開き願います。

施策番号⑮，サイクルツーリズムの推進，こちらでは県計画との連携や，いばらき県央地域観光協議会での取組と連携して推進してまいります。

また，57ページに記載の施策番号⑯，災害時の自転車の活用につきましては，平常時からの備えや，市民一人一人の防災意識の向上を図ってまいります。

続きまして，59ページをお開き願います。

水戸市における自転車ネットワーク計画につきましては，まず国のガイドラインなどを基に選定を進めております。

62ページをお開きください。

表4-2のとおり，ネットワーク候補路線として，国道，県道，市道など，道路総計190.7キロメートルを選定いたしました。

こちら，隣の63ページのA3のカラーの図面をお開き願います。

こちらは，ネットワーク候補路線を道路管理者別に表したものでございます。

続きまして，69ページをお開き願います。

先ほど選定したネットワーク候補路線から，優先整備路線をさらに選定していく要件を記載させていただ

いております。

選定要件①は自転車事故の状況、選定要件②は自転車の交通量、選定要件③は観光における回遊性など、選定要件④は施設整備計画との整合性を要するもの、例えば、運動公園や観光施設、市庁舎等でございます。選定要件⑤につきましては、他の国や県などの整備した路線、こちらとのネットワークとの関係性を要件としているものでございます。これら、選定要件の①から⑤の下に優先整備路線を定めたものでございます。

次に、72ページをお開き願います。

先ほど御説明した、優先整備路線から整備の実現性の高いA路線と、検討を要するB路線に分類するためのフローチャート、こちらが72ページの図でございます。

そして、その結果を地図に落とし込んだものが、隣の73ページのA3のカラーの地図となっております。赤い路線をA路線、青い路線をB路線、黒を候補路線としております。

73ページの地図をまためくっていただいて、74ページをお開き願います。

こちらは、それぞれの路線を管理者別に分けたものでございまして、国道、県道の道路管理者と連携しながら、自転車通行空間の整備を推進してまいりたいと考えてございます。

説明につきましては、以上でございます。

○小泉委員長 それでは、内容について御質問等がございましたら、発言を願います。

高倉委員。

○高倉委員 この計画なんですけど、平成29年度に自転車利用環境整備計画というものがつくられて、これまで大体、この今回の計画に似たような形で進められてきたと思うんですけど、これまで幹線道路とかいろいろなところに、いろんな自転車通行の、そういった空間のサインとかを整備したり、そういったことも進められてきたと思うんですけど、これまでの施策の進捗とその効果について、ちょっとお聞かせ願いたいです。

○小泉委員長 川上課長。

○川上交通政策課長 ただいまの高倉委員の御質問にお答えいたします。

これまでの取組でございますが、計画書の16ページをお開きください。

こちら、自転車通行空間の主な整備事例として、数ページにわたり図式化したものでございます。

①と②につきましては、利用環境整備計画に記載してございまして、それを引き継いだものでございます。整備前、整備後の写真を御覧いただきますとお分かりになりますように、主に青矢羽根を引いたりしてございます。

それから、18ページ、市道駅南1、4、13号線、こちらは、水戸駅南から美都里橋を通過して千波湖に向かう路線でございます。

それから、隣の19ページ、幹線市道13号線、こちらにつきましては、御茶園通りから緑岡高校の前までを走る幹線市道でございまして、主に緑高生などが通学に利用している路線でございます。

それから、20ページ、幹線市道24号線、こちらは、赤塚駅から岩間街道までの間、主に桜ノ牧高校の通学で使用されている路線でございます。

それから、隣の21ページ、市道上市6、201号線、こちらは、水府橋から坂を上って、北見町から三の丸にあった市役所臨時庁舎、こちらの辺りまで整備したところでございます。

それから、22ページ、⑦の幹線市道21号線につきましては、こちらは、赤塚駅南口から少し南側に進んだところから、姫子に向かう通りでございます。こちらについても整備を進めてまいりました。

⑧の国道50号バイパスにつきましては、こちらは国が整備したものでございます。

これらハード整備のほか、ハード整備が終わったところについては、ソフトの施策として、交通政策課職員による通行指導などを行っているところでございます。これにより、事故の減少が図られたものと考えてございます。

以上でございます。

○小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 これまで、こういった形で具体的なハード面の整備が進められて、事故のほうにそれに伴って減少しているという報告だったので、やはり一定の効果があったと思うんです。今後も、引き続きこういった施策を、今回の計画に基づいて進めていただきたいと思うんですが、具体的に道路の幅員とか、その辺の関係もあると思うんです。こういった対策が十分に取れるところと、取れない、いわゆる既存の狭い道路があると思うんですが、そういった狭い道路についての対策はあるんでしょうか。

○小泉委員長 川上課長。

○川上交通政策課長 すみません。先ほどの御説明の際に、まだまだ安全対策について不十分な現状がございますというふうに御説明したとおりでありますけれども、まずは限られた予算の中で、事故が多い路線、それから、子どもたちがよく通学に使っているような路線、こういったところから優先的に整備をしてまいりたいと考えてございます。

○小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 具体的に、そういったところを重点的にやっていただきたいと思うんです。見ていて、まだまだやはりちょっと安全に通行できないところを通行している高校生だとか、お年寄りの方がかなり見受けられますので、そういった通行量が多いところを重点的に進めていただきたいなというふうに思います。

それと、前回は計画していて、今回も乗ってみたいくなるしくみづくりということで、例えばレンタサイクルの件が載っているんですが、議会の質問でも、私も何度もこれを取り上げさせていただいたんですが、レンタサイクル、今、借りられるところが限られているじゃないですか。だから、気軽に借りて、乗り捨てじゃないけれども、そういったことができるようなサイクルポートだとか、そういったものが必要じゃないですかということをこれまでも申し上げてきたんですが、そういったものについての検討状況はいかがなんですか。今回も計画には載っていますけれども。

○小泉委員長 川上課長。

○川上交通政策課長 ただいまの高倉委員の御質問にお答えさせていただきます。

計画書本体、53ページを御覧ください。

こちら、コミュニティサイクル等の整備として、施策をそれぞれ載せさせていただいております。

こちら、4つある写真のうち一番下です。NTTドコモ、JR、茨城県との実証実験というものを、今年2月から3月、梅まつりの時期に実施させていただきました。

こちらでは実証実験を行ったんですが、あいにくコロナということで、思ったようには観光客に来ていた

だけなかったのですが、それでも、1,400人近い方に御利用いただきまして、例えば、こういったところにポートを置けばいいのかとか、そういったことのデータが得られたものと考えてございます。

今後こういった実証実験を通じて、まちなかにどのようにサイクルポートを置くのか、しかも、市民の方々に便利に使っていただけるような方策、こういったものを引き続き研究してまいりたいと考えてございます。

○小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 ありがとうございます。

ぜひこれを進めて、いろいろ検証したデータに基づいて、やはり利用しやすいような仕組みづくりをやってほしいと思います。

私も、このNTTのものを登録して使ってみたんです。こういうのが、今ほかの自治体なんかで結構進んでいるんですよ。自転車を活用してまちなかであるとか、いろんなところへの回遊性を高めるといったことを取り組んでいる自治体はかなりあります。水戸市も早くそういった仕組みをつくって、やはりこの中心市街地であるとか、そういうところの回遊性を高めるような、そういう仕組みづくりをしていただきたいなど。今度の計画に基づいて、そういったものを進めていただきたいと思います。

以上です。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

福島委員。

○福島委員 一番大切なのは利用者だと思う。特に、実際に自転車で通学している人、通勤している人、その実態調査というのはやっているの。

例えば、我々は、赤塚駅を中心として、第五中とか、石川中とか、双葉台中とか、みんな自転車で行くところがあります。赤塚駅南口にすれば、桜ノ牧高校とか、緑岡高校とか、みんな赤塚駅から河和田の国道側を通らないんだ。みんな細い道ばかり通っていく。近道だから。だから、そういうのが地域では非常に危険であると、いつも我々が行くと言われる、どうにかしてくれと。しかし、実際に自転車がどの地域では何台、何万台動いているんだという動態調査というのはしてあるの。それがまず第1点。動態調査なくして交通体系の整備というのはできないでしょう。まず1点はそれです。

○小泉委員長 川上課長。

○川上交通政策課長 ただいまの福島委員の御質問にお答えいたします。

先ほど、整備をいたした路線を幾つか御紹介いたしました。こちらについては、通行量の調査を基に、あとは平成29年度の策定のときにも、交通センサス等のデータを基に、通行量の多いところを選んだ路線ということでございます。

例えば、先ほど、赤塚駅南口から幹線市道24号線の話がございましたが、平成29年度の策定時では、その自転車通行量は朝7時から夜19時まで、こちらは約800台と把握してございました。その後、今回の計画を策定するに当たり、実際に通行量調査を行ったところ、同じ時間帯で775台の通行量があったところでございます。ということで、整備をする路線については、データを基につくったものでございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員　そういうデータの記録というのは、何ページにあるの。

○小泉委員長　川上課長。

○川上交通政策課長　すみません。データについては計画書に盛り込んでございません。大変申し訳ございません。もし2次計画等を作成する場合には、きちんとそういったデータも載せていけるように頑張っていきたいと思います。

○小泉委員長　福島委員。

○福島委員　理想の絵は誰でも描けるんだよ。現実には中学校や高校生の毎日通学、通勤している人たちの実態調査なくして、ニーズ、必要性はないでしょう。何でかと言うと、我々が河和田を歩くときも、大きな国道50号があったって、それは通らないから。みんな、そろそろ僅か車1台が通れるところを何十台と、もう数珠つなぎで通っているんだよ。

だから、こういう理想なことじゃなくて、現実に使っている人たちの本当の意見というのを調査しなくては絵は描けないでしょうよ。それと大事なのは、メンテナンスでこれを修理する自転車屋さんの一覧表とというのがないのよ。例えば、この道路でチェーンが外れたり故障したら、どこの近くの自転車屋に行くんだとか、ここへ預ければ直るんだとか。現実には自転車を走らせて、見ないから分からないんだよ。そういう実態調査をして、地域ごとにどう整備すればよいのかという目標をつくって整備をやるんだろう。だから、あくまでも、サイクリングロードじゃないんだよね。もちろん、それも必要だけれども、それ以上に、例えば通常、毎日毎日、買物に行くのに自転車でどこを通るか、通勤するのにどこを通るか、通学するのにどこを通るかというのは、ものすごい自転車の量があるわけですよ。その実態調査なくして、理想の絵を描いてもどうにもならないでしょう。

例えば、サイクリングロード辺りは、休みの日にレジャーとして、また憩いの一環として、親子でサイクリングロードを走ってどこかへ行くよという場合にも、必ず自転車は故障があるんだよ。そうした場合には、この近くのこの自転車屋に行ってくださいとか、万一の場合は、その自転車屋の協力者を求めて、このうちに預けておいてくださいとか、そういう現実的な課題。やはり愛好家が喜ぶサイクリングロードであり、通勤、通学路でなければならない。だから、そういうのには、小学校や中学校や高校や職場や、現実には自転車で動いている人たちの真実の声を聞いて、それを表にして、その人たちに応えることが自転車道路だと思っているんです。

だから、反対しているんじゃないんですよ。これはいいことだけれども、現状にそぐわない、理想の絵では何もならないと、金を使っても。そうでしょう。通学、通勤していれば、自転車が壊れたときどうするのか。すぐここに預けてください、また、すぐ直らなければ後で自転車屋へ連絡してくださいと。それは一番大切なのは、愛好者、愛用者、そういう地域で地域ぐるみで、自転車に関する人たちの1つの協力者とか愛好者の実態をつくるのが現実にはそぐうんだよ。

現実には合わないというのは、理想的な絵ばかり描いたって、使ってる人が、現実には我々が赤塚駅南口から行って、国道50号があるけれども、国道50号なんかほとんど通らないんだから。みんな、裏通りばかりなんだから。そういう現実には即した行政を推進していただきたいと。あとはいいですよ。

○小泉委員長　田中委員。

○田中委員 3点、質問させていただきます。

1つは先ほど御説明いただいた11ページ、交通事故の発生状況というので、だんだん減ってはきたけれども、これは令和元年に133件で県内1位というふうにあります。人口10万人当たりになりますと、約50件ということになるのかなと思うので、右の全国と県とを比べますと、全国並みに県内では事故が多い自治体ということなんだろうと思うんですが、その次のページに、幹線市道39号線、水戸駅南口から国道50号バイパスに至る路線ですけども、ここが1年間に6件の事故があったというふうになってはいますが、事故が多い路線という認識を初めていたしました、そのほか、先ほど言ったこの133件で、特別目立って多いという路線はどこかあるんでしょうか。把握されていればお聞かせいただけますか。

○小泉委員長 川上課長。

○川上交通政策課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

資料の64ページ、A3のカラー図でございます。

こちらは、路線選定の検討項目事由ごとに路線を色分けしている図でございますが、この赤の検討項目②、こちらは自転車事故が3件以上起きている路線でございます、こちらが事故の多い路線というふうに私どもは認識しております。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 分かりました。

それで、それとの関連で、路線を選定するというふうになっていて、そのちょっと後ですか、72ページには優先整備する路線を選ぶ際の市のルールとございます、フローチャートが出ております。それで、その次に、この73ページにA路線、B路線、Aは赤路線、Bは青で整備手法の検討を要する路線というふうになっているんですけども、ちょっと素朴な疑問としては、水戸駅北口で、水戸二高、大成女子高、常磐大高、水戸商高、水戸女子高、茨城高校とたくさんあるわけですけど、まさにこの主要な道路である水戸駅北口から国道50号、大工町、栄町方面はB路線ということなんですけれども、相当な数の高校生が自転車を利用しているだろうというふうに思いますし、先ほどお示した、ちょっと13ページに戻りますけども、歩道の逆走の事故が多いとかいう指摘もあります。水戸駅北口はどこも信号があるのかもしれませんが、しかし、とにかく量が多いので、そういう意味では優先整備されるべき路線なのかなというふうに思ったんですが、この辺はどういう考え方なのか、お聞かせいただけますか。

○小泉委員長 川上課長。

○川上交通政策課長 水戸駅北口の整備が進んでいないのではないかという御質問について、お答えいたします。

目標に掲げております、車道の左側を通ることが安全につながるということで取組を進めておりますが、こちらは、まず自転車の通行空間、こちらの整備にあわせて通行指導などのソフトの施策を進めて、安全の向上を図っていききたいというものでございます。

水戸駅北口については、国道や県管理の国道、それから県道、そういったものの進捗にあわせて市道も整備してまいりたいと思っております、県と国との協議により進める区域となっております、現在ちょっとなかなか進んでいない状況でございます。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 分かりました。

まさに国道ですので、しかし、国がつくった法律に基づいて自治体に活用推進とうたわれているわけなので、その点はぜひ解決に向けた努力をしていただきたいなと思います。

計画全体はもちろん賛成ですし、非常に苦勞されて、いろんな路線選定だとか、矢羽根の効果も出てきていると思うので、それは積極的な取組として頑張っていたきたいんですけども、そこが勘どころじゃないかなと思ったので質問をいたしました。

もう一つ、また路線選定なんですけども、今の73ページで、例えば都市計画道路3・3・2号線です。この水戸駅南口から国道50号バイパスに行くところで、酒門六差路から横断して、また途中はできていませんけど、赤塚方面はまたできていると。つまり、新設される大型路線は一緒にやっちゃったらどうなのかなと思ったわけですね。確かに駅に向かうわけではないので、交通量はそんなにないかもしれませんが、自転車で出かけたくなるまちということであれば、新設時に一緒にやれば経費的にもそんなに影響ないのかなと思ったりしますし、別に高校生だけがターゲットじゃないと思うので、啓発にも役立つのかなと思ったりもするんですけども、そういう考え方は今のところないのでしょうか。その点をお聞かせいただけますか。

○小泉委員長 川上課長。

○川上交通政策課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えさせていただきます。

冒頭申し上げましたとおり、まだまだ水戸市においては自転車通行空間の整備が不十分であるという認識の下、今回の計画をつくっているところでございます。

やはり、通行の多いところ、それから通学路として頻繁に使われているところ、そこをまずは重点的に整備して予算づけを行っていきたいと考えているところでございます。

一方で、田中委員御指摘のように、これから新設していく道路も同時にやってしまったほうがよいのではないかということについても、今後、建設部等と協議してまいりたいと思います。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 幹線道路が走りやすい、広くて自転車通行空間がちゃんとあるということになれば、自然とそういう狭隘な道路は避けるということにもなるのではないかと思いますし、啓発にも役に立つのかなと思ったので、ぜひ検討いただきたいと思います。

最後ですけれども、57ページに災害時の自転車の活用、今回の改正の1つの眼目のようなんですけども、災害時に活用する自転車を確保するということがですが、具体的にどういうことをイメージすればいいのでしょうか。例えば、近場にそういうものがあちこちにあることになるのでしょうか。そういった、もう少しイメージできるような御説明をいただければなと思います。

○小泉委員長 川上課長。

○川上交通政策課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

災害時の自転車の活用につきましては、自動車での移動が困難となった際でも、自転車の機動性を生かすことで被災状況の迅速な把握を行うことができる、こういった利点があることのほか、帰宅難民みたいな

方々がいざというときにどうやって自転車で帰ればいいのか、そのルートをふだんから把握していただくことが重要だと考えてございます。

取組といたしましては、やはり、ふだん通勤で使っているところをたまには自転車で走ってみていただけるような呼びかけをしていくとか、あとは、防災時にレンタサイクル業者等と協定を結んで、いざというときには自転車を供出してもらおう、こういった取組を考えてございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 こんな事業をやるときに、1つは目玉というのがあるんだよね。例えば、昔、この桜川、偕楽園からずっと那珂川に行って、那珂川沿道から森林公園へ行くほうに、向こうはできているよね。だから、1つは夢のサイクリングロードというのがあるって、そうすると、その利用率が高まれば、そこへ行くサイクリングロードは、今度はどう横にこうつけていくかと。

だから、やはりこれだけ立派なのをつくっても、やっぱり夢物語というか。一つは行ってみたいくなる、家族で、ましてコロナなんだから行ってみたいとなると。そういう系統を立てた、要するに、サイクリングロードを行けば途中でお茶を飲むところがありますよと。あとは千波湖がありますよと。それで、桜川を行けば、今度は続きのほうへ入りますよと。すると、那珂川沿線がありますよと。那珂川からずっと飯富のほうに行けば、それなりにありますよというような夢のサイクリングロード。それには必ず、ここに自転車屋さんが壊れたときのためにありますよと。ここには替えがございませよと。そういう夢のサイクリングロード、今、相当あると思うんです。それを整備しても。そして、それから順次、地方に行くというのが1つと、要望で。

あとは現実にこの二高でも三高でも、この高校や全部、現実に自転車で通学している人の実態調査、そして、その人たちの考え、意見、要望というものをまとめていって、初めて未来に永劫になるすばらしい自転車道路ができるんじゃないかと、こう思うので、強く要望しておきます。

○小泉委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので、この件について終わります。

次に、(2)の水戸市国土強靱化地域計画について、(3)の水戸市地域防災計画について及び(4)の試験研究用等原子炉施設の事故等に備えた避難計画については関連がございませぬので、まず一括して説明を求め、その後、報告事項ごとに順次、質疑応答を行ってまいりたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○小泉委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、執行部から説明を願います。

小林防災・危機管理課長。

○小林防災・危機管理課長 初めに、水戸市国土強靱化地域計画につきまして、防災・危機管理課提出資料により御説明いたします。

資料が多い中で大変恐縮ではございますが、初めに資料①-1を御参照いただきますようお願いいたします。

1、計画策定の基本的事項についてでございますが、国におきましては、東日本大震災の教訓等を踏まえ、

国土強靱化基本法の制定、国土強靱化基本計画の策定を行い、激甚化する自然災害に備え、防災・減災に取り組んでいるところであり、本市におきましても、今後起こり得る大規模自然災害に備え、安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりを推進するため、本計画を策定するものでございます。

本計画の計画期間につきましては、今年度から令和7年度の5か年としております。

続きまして、2、強靱化の基本的考え方についてでございますが、本計画の想定するリスクにつきましては、地震や風水害など大規模な自然災害を対象とするものでございます。

目指す姿・基本目標につきましては、本市の目指す姿「安心して暮らせる 災害に強いまち・水戸」の実現に向け、国や県の計画を踏まえ、Ⅰ、人的被害の回避を最大限図ること、Ⅱ、社会の重要な機能を維持すること、Ⅲ、市民の財産及び公共施設の被害を最小限に留めること、Ⅳ、迅速な復旧・復興に向けた事前の備えを図ること、以上4つの目標を掲げました。

そして、基本目標を達成し、目指す姿を実現するため、本市が取り組む施策の分野を設定いたしました。

①行政・消防等の防災拠点機能の強化、②都市基盤・インフラの整備・強化、③市民生活の安全・安心の確保、④産業・経済活動の維持・強化でございます。

2ページをお願いいたします。

計画の策定に当たり、国のガイドラインに位置づけられている37の「起きてはならない最悪の事態」、リスクシナリオと呼んでございますが、こちらを踏まえ、推進すべき施策を導き出したところでございます。一度、概要書の4ページをお開き願います。

国のガイドラインに基づき、37の「起きてはならない最悪の事態」がこちらの1-1から8-6までになります。

1-1を御覧いただきますと、住宅等の建築物・交通施設等の大規模倒壊や不特定多数の方が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生であります。

このような事態を回避するため、どのような対策を講じるべきかを検討し、恐縮ではございますが、3ページにお戻りいただきまして、基本方針ごとに強靱化の推進施策として整理いたしました。

基本方針1の実現に向け、防災上重要な市有建築物の耐震化をはじめとした13の施策、基本方針2の実現に向け14の施策、基本方針3の実現に向け36の施策、基本方針4の実現に向け10の施策を位置づけてございます。

今後は、このたび取りまとめました推進施策に基づき、各種対策の優先性や緊急性を明確にするとともに、具体的な個別事業の実施計画を策定し、毎年度、見直しを図りながら計画の進捗管理に努め、本計画に位置づけた施策の実効性を高めてまいります。

改めてではございますが、国土強靱化地域計画につきましては、災害が頻発し、激甚化している中、災害が発生した場合でも被害を最小限にとどめるとともに、速やかな復旧、復興を可能とするため、その施策の方針を示すものでございます。

そして、この後、御説明させていただきます地域防災計画につきましては、避難を判断する基準や災害対応の体制などを定めるものであり、同じ防災という計画におきましても、それぞれ特性があるものでございます。

国土強靱化地域計画につきましては、以上でございます。

続きまして、水戸市地域防災計画について、御説明いたします。

防災・危機管理課提出資料②-1を御参照いただきますようお願いいたします。

水戸市地域防災計画につきましては、水防法の改正及び茨城県地域防災計画の改定された内容等と整合を図るとともに、台風第19号の教訓、新型コロナウイルス感染症対策の強化等を踏まえ、本市の防災対策を一層推進するため、一部を改正するものでございます。

2、改定の概要についてでございますが、(1)の対象につきましては、本市で策定している風水害編、地震編、津波編、原子力編、4つの計画とも一部を改定するものでございます。

また、②試験研究炉用原子炉施設の事故等に備えた避難計画につきましては、原子力編の一部として策定するものであり、別冊として作成しておりますので、この後、3つ目の計画として御説明いたします。

(2)主な改定内容につきましては、全ての計画とも同様に修正しております内容を共通事項として①の表にまとめてございます。

1、被災者の安否確認、2、多様なニーズ、感染症対策を踏まえた避難所運営、3、被災者支援対策を追加、修正しております。

右の欄には、それぞれの計画において修正したページ数を記載しております。

概要書の2ページをお願いいたします。

②の表につきましては、風水害編のみ修正した内容をまとめてございます。

1、河川整備事業の促進、2、防災啓発活動の強化でございます。3、要配慮者利用施設の避難対策につきましては、水防法の改正に伴い、浸水想定区域内の福祉施設や病院など、こちらを要配慮者利用施設と呼んでございます。こういった施設において、災害時の情報収集、さらには避難する場所などをまとめた避難確保計画の策定及び計画に基づく訓練の実施が努力義務から義務化になりましたので、その内容を修正しております。

また、4、確実な避難の実現のため、避難情報の発信を見直しすることといたしました。

具体的には、台風第19号の教訓等を踏まえ、避難情報を発信するときには、対象区域など具体的な情報を発信するとともに、防災行政無線からサイレンの音を鳴らし、市民の皆様に緊急性を伝えることなどを追加したものでございます。

次に、③津波災害対策計画編につきましては、南海トラフ地震に備え、本市が地震防災対策を推進する地域として指定されたことから、南海トラフ地震に対する平常時の備え、災害時の対応について、新たな対策として追加したものでございます。

④原子力災害対策計画編につきましては、東海第二発電所のような商業用原子炉とは別に、試験研究用の原子炉における、避難をはじめとする防護措置を講じるべき区域が5キロメートルと定められましたことから、大洗町に所在する各試験研究炉の対象区域等を記載したものでございます。

地域防災計画につきましては、概要書の5ページ以降に各計画の何ページにどのような修正を行ったかを一覧にしております。また、お手元にお配りさせていただいております資料②-2から②-5の各地域防災計画の本編につきましては、修正箇所を網かけ表示してございますので、後ほどお目通しいただきますよ

うお願いいたします。

続きまして、試験研究用等原子炉施設の事故等に備えた避難計画につきまして、資料③-1を御参照いただけますようお願いいたします。

1の(1)計画策定の趣旨につきましては、地域防災計画原子力編の改定と同様に、試験研究用等原子炉施設における避難をはじめとする防護措置を講じるべき区域が5キロメートルと定められましたことから、国により避難計画の策定が義務づけられたところであり、区域内の住民の皆様などに対する放射線の影響を最小限に抑えるため、策定するものでございます。

対象となる区域につきましては、資料③-2、避難計画の本編の3ページを御覧いただけますようお願いいたします。

大洗町に所在する日本原子力研究開発機構の敷地内には、高速実験炉（常陽）、高温工学試験研究炉（HTTR）、材料試験炉（JMTR）の3施設があり、施設ごとに5キロメートルの区域が設定されておりますことから、こちらの図面、赤、青、緑の線で示してございますが、それぞれの施設の対象となる5キロメートルの区域を示してございます。また、避難等の対象につきましては、茨城県の地域防災計画において、5キロメートルの線が一部でも含まれる町丁目全域を対象とすることが位置づけられております。

恐縮ではございますが、次の4ページをお開きいただきますようお願いいたします。

このような方針により、避難等の対象につきましては、常陽とHTTRにつきましては、秋成町と下入野町の全域で644人、200世帯、JMTRにつきましては、少しそれ以外の施設より水戸市に近いところでございますので、秋成町と下入野町に島田町の全域が加わり、3つの町丁目をあわせまして1,112人、350世帯が対象となります。

資料③-1、概要にお戻りいただきますようお願いいたします。

こちらの資料、裏面の3、開設する避難所につきましては、二次災害を考慮し、浸水などのリスクが想定されていない近隣の5か所の避難所をまず開設することとしております。

4、計画の構成につきましては、第4章において、基本的な避難方法をはじめ、要配慮者やペットとの同行避難の方法など、市民の皆様が危惧される点を具体的に想定し、それぞれの留意事項を記載しております。

概要の2枚目、A3の資料を御参照願います。

こちらの資料につきましては、避難方法などをまとめており、市民の皆様に関しましては、啓発資料として活用してまいりたいと考えてございます。

裏面、5、災害時は、緊急度の区分に応じて、次の行動をしてください。という欄を御参照いただけますようお願いいたします。

こちらは、一般の方の避難までの流れをまとめてございます。左側が事態の進展を示しており、市民の皆様には、屋内での避難や避難所への移動など、状況に応じた防護対策について、分かりやすい言葉で広報してまいりたいと考えてございます。

なお、対象区域の皆様には、原子力の専門性や特殊性を踏まえ、今年の2月に行いましたパブリックコメントの際に、素案の段階から地元説明会を開催しているところでございます。

本日、委員の皆様にご審議いただいた後は、リーフレットの作成、配布や研修、訓練などの開催により、

地元の皆様へ丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。

国土強靱化地域計画，地域防災計画の改定，避難計画の策定に関する説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○小泉委員長 それでは、(2)の水戸市国土強靱化地域計画について、御質問等がございましたら発言をお願いします。

田中委員。

○田中委員 たくさんの計画，御苦労さまです。

まず，国土強靱化計画ですけれども，既にある各部署の計画を総括するという感じなのかなと思って受け止めましたけれども，本編のほうの36ページに現況と目標というものが出ております。

3.1.1東日本大震災以降，本市では，公共施設の耐震化を，学校とかいろいろやってきて，大分進んできたのかなという印象を持っていたんですけども，行政でやるもの，それから，インフラ，ソフト，市民との協働対策，それから産業というふうな4つの柱があると思うんですが，基本的に公共施設の耐震化というのはほぼ終了したというふうな認識でいいのか。これはトイレの洋式化などが出てはいますが，そういう点はどうなのかということをお聞きしたいというふうに思います。

それで，国は令和3年度，国土強靱化名目のいろんな事業に対して15兆円の巨額の予算を組んで，自治体がやると言うなら交付金を出すよというようなアピールもしているように聞いておりますけれども，水戸市として何か具体的にそういった採用に向けた，ここをそれを充てようとかいうようなところがあるのか，ないのか，これからなのか，こういった点についてお聞かせいただきたいと思います。

○小泉委員長 小林課長。

○小林防災・危機管理課長 田中委員の御質問にお答えいたします。

まず，1点目の市有建築物等の耐震化の状況でございますが，実際に今後取り壊すなどの建物以外については，全て耐震化が図られている現状でございます。

また，2点目の国の交付金等の活用についてでございますが，国におきましては，国土強靱化基本法に基づきながら，今後，各市町村の国土強靱化地域計画に定める事業について，そういった交付金の活用などについて，優先的，また要件化しているような現状があり，水戸市としても最大限活用してまいりたいと考えてございます。そういった部分で，昨年度，早急にこのような計画を策定したところでございます。

実際に充てる事業につきましては，既に行っている事業を整理するとともに，新たな事業などにつきましても，今回の推進施策を踏まえて，改めて個別事業などを確認していきたいと思っております。

こういった部分につきましては，3か年実施計画などとの整合を図りながら取り組んでまいりたいと思っております。国のお金の活用という部分につきましては，新たに示された部分については，今後調整をしていくものでございます。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 これからということだと思うんですが，例えば，今，申し上げた36ページで気になることといえば，例えば，木造住宅の耐震化率というのが85.8%です。目標が95%と出ています。本編のほうをちょっと見てみると9ページにあって，市内，要するに市民が住んでいる住宅が，恐らくは旧耐震化

基準の割と古い住宅が多くはそうなのかなというふうに思いますけれども、今、水戸市では住宅耐震の補償制度ですとかあるんですけど、なかなかその利用がはかばかしくないといいますが、それを利用して耐震化が図られるというところの数字が上がっていかない現状があると思うんです。それは、その補助の額の少なさですとか、住んでいる方が御高齢で、耐震化、建て替えるというところまでいかないとか、いろいろな要因があると思うんです。

これは一例ですけれども、そういった補助だとか、つまり住んでるところが壊れてしまえば命に関わるわけですので、そういうところにも、例えば手厚く補助をするですとか、つまり、この数字を確実に上げるための何かプランがないといけないのかなというふうに思ったんですけれども、これからというお話、先ほど答弁がありましたけれども、どういう方向性で検討されるお考えなのか、耐震化も木造住宅も全部含めて、お考えをお聞きしたいなと思います。

○小泉委員長 小林課長。

○小林防災・危機管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

ただいま御質問いただきました本編の9ページ、住宅の耐震化状況につきましては、こちらの資料は平成27年の状況でございますが、一般の戸建て住宅などにつきましては、昭和56年5月31日前に建設された旧耐震基準のものがまだあり、新基準に適合しているものが85.8%というような現状でございます。

こちらにつきましては、今年度、第3次の耐震改修促進計画などにつきましても、担当部署で策定をしまいたしますので、そういったところ、さらには御指摘がありました国の事業なども動向を注視しながら、耐震化の向上に努めていきたいと考えております。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 3.11以降、防災・危機管理課を中心に、いろんな災害備蓄の倉庫を各地区に設置したりとか、防災ラジオの配布ですとか、いろいろ大分進んだといいますが、努力されてきていると思います。ですので、そういった中を見ますと、やはり、このところは大きな課題なのかなと思いましたので、ぜひ、この目標どおり進むように取り組んでいただきたいということを要望して終わりたいと思います。

○小泉委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「ございません」と呼ぶ声あり〕

○小泉委員長 ないようですので、この件について終わります。

次に、(3)の水戸市地域防災計画について、御質問等がございましたら発言を願います。

田中委員。

○田中委員 最初の概要の、まず順番からいきますと2番の感染症、今まさに感染拡大下ですので、そこから聞きたいと思うんですが、感染症対策としての対応が新たに書かれたということになっています。それで、風水害編ですと、148ページに網かけで追加部分が記載されています。新型コロナに関わっては、この流行が収まるまでは、コロナ禍における避難所運営指針によるとあるんですけども、コロナ拡大下は、コロナ陽性者を受け入れている施設もあると思うんですが、その下で起きてしまった場合の、いわゆる体育館とか避難所に耐えられない人はホテルとかを契約するという取組を、それはそれでやっていらっしゃると思いますけれども、その関係で、つまり十分な数とその点は確保できているのかどうかということをお聞きした

と思うんですが、これはコロナがいつまで流行するか分かりませんが、出水期とか台風シーズンとかの季節は来てしまうので、そういう関係については、現状どうなっているかをまず聞きたいと思います。

○小泉委員長 小林課長。

○小林防災・危機管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

コロナ禍における避難所の確保というところにつきましては、御説明させていただく前に、ホテル、旅館を活用する部分で2種類の方法がございますので、まず、そちらを御説明させていただきたいと存じます。

コロナに感染して病院に入院していない方でも、自宅療養、またホテルなどで療養されている方もいらっしゃいます。そのホテルの活用とは別に、本市におけるホテルの活用という部分につきましては、市民センターや小学校、中学校に避難していただいた方で、体育館などでの生活が困難な高齢者の方などにつきましては、昨年、ホテル、旅館の組合さんと協定を締結させていただきまして、市内33のホテル、旅館を活用させていただけるような連携体制を構築しているところでございます。

この点につきましては、災害があったから確実に33の施設が使えるというわけではなくて、そのときの状況に応じて最大限、御協力をいただくというものでございます。

そういった部分、または小中学校などの水戸市の施設を含めると、私どもも施設を最大限に利用して、市民の皆様が感染症等に不安を抱くことなく安心して避難いただけるような環境を整えているところでございますので、そういった部分で万全を期してまいりたいと考えております。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 分かりました。

いざ、起きたら大変だろうなどは思うんですが、そういう体制ができているということは非常にいいことだと思ってお聞きしました。

もう一つは、たくさんあるんですが、避難確保計画の策定ということで、中を見ると、58ページだと思うんですが、避難行動誘導の関係で、浸水想定区域内の施設数というのは一体どれくらい、この駅南も入ってしまうのかなと思うんですが、そこで訓練をしていきたいと思いますというふうになると、相当な数の訓練も必要のかなと思うんですが、そういった医療機関ですとか、あるいは福祉施設ですとかというようなことになるのかなと。つまり、避難行動要支援者の方々というのは、どれくらいの施設にいて、そういったところでの訓練というのは十分できているのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○小泉委員長 小林課長。

○小林防災・危機管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

ただいま御質問いただきましたのが、浸水想定区域内の福祉施設や病院など要配慮者医療施設と水防法で位置づけられている内容かと存じますが、こちらにつきましては、水戸市の場合、浸水想定区域内に78施設ございます。先ほどの説明の中で、このたびの水防法の改正で、計画策定、または訓練につきましては、努力義務から義務化になったと御説明をさせていただきましたが、水戸市につきましては、78施設、全て努力義務の段階から、私どもが一件一件お伺いをしたり、個別説明をさせていただきながら、既に計画の策定、または訓練の実施を行っていただいているところでございます。年に1回は出水期前にお伺いをして、実効性のある連携体制を引き続き、構築してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 分かりました。

それと、もう一つ、今度、津波災害対策計画編ということで、今、説明のあった概要の2ページの③ですけども、南海トラフというものが出ております。これは、あんまりほかの自治体の計画で見たことがないなと思っていたんですが、南海トラフ地震があちらで起きた場合に、水戸市は震度4で津波4メートル、89分に到達するとかということがいろいろ書いてありますが、水戸市にはどういう影響があるのかということと同時に、3.11東日本大震災があったわけですので、そこに伴う大きな余震も今も続いていますし、巨大地震は七、八割の確率でそう遠くないうちに起きるとも——それは茨城県沖の話です——言われているわけですので、南海トラフは特別な法律ができて位置づけるというのは分かるんですけども、御当地といますか、この茨城県の近場での巨大地震の発生というのを何か具体的に想定して対策というのはもう既にあるのかどうなのか、これからなのか、それとあわせてお聞かせください。

○小泉委員長 小林課長。

○小林防災・危機管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、東日本大震災を踏まえ、太平洋沖の海溝型の地震の被害想定でございますが、こちらにつきましては、東日本大震災の後、茨城県において、茨城県沖で考えられる最大の津波高などについて想定されているところでございます。こちらにつきましては、那珂川河口付近で大体10メートル程度の津波が予想されてございます。そして、その津波高に応じた浸水エリアというものが県から発表されておまして、本日、資料を御用意してなくて恐縮ではございますが、水戸市でも津波ハザードマップということで、市民の皆様に公表、啓発をしているところでございます。その被害エリアにつきましては、口頭で恐縮ではございますが、那珂川を遡上して堤防の中の水がこう上がっていきます。そして、堤防から陸地に浸水するエリアにつきましては、おおむね東水戸道路、高速道路付近のエリアまでが予測されているものでございます。

そして、この南海トラフの予測につきましては、水戸市への影響という部分につきましては、地震については震度4でございます。そして、津波の高さにつきましては、那珂川河口付近で4メートルというところでございます。そういった部分では、やはり東日本大震災の教訓を踏まえた太平洋沖の海溝型地震のほうが、津波の高さ、または浸水エリアという部分では大きなものとなってございます。そういった部分で、先ほど10メートル程度の津波が来た場合に東水戸道路付近と申しましたが、南海トラフの場合にはもう少し河口の近くという部分で、涸沼川と那珂川に囲まれている川又町や小泉町付近が浸水エリアとして想定されているものでございます。

実際、なぜこの南海トラフだけがこのように別立てで対策を講じるのかという部分につきましては、確かにリスクという部分では、太平洋沖の海溝型のほうが津波の部分でもリスクが高いというところはありますが、南海トラフにつきましては、静岡付近から四国付近まで、1つの地震だけでなく巨大な地震が連動して発生するという予測が出てございます。そういった中で甚大な被害が発生する、そういう予測の中で特別措置法が設けられ、南海トラフにつきましては、状況に応じては海底の地殻変動などによっても既に臨時情報などが発表されるという特性がございますので、今回、水戸市におきましても、特出しをして対策を追加、

修正したものでございます。

以上でございます。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 説明はよく分かったんですが、本編の津波の計画の27ページがその部分なんですけれども、最大クラスというのは、まさに茨城県沿岸で12メートルの津波と、23分でもう影響が来るということですが、その後の南海トラフ、これはこれですごく凶解もされていて分かりやすいといいますか、ボリュームもたくさんあるので、いやこれは大変だと思ってこう見たんですけれども、もちろんそれも大変なんですけど、この最大クラスのほうのことも、もっと影響が大きいだろうと思うので、そのボリュームの印象としてですけども、もうちょっと詳しくてもいいのかなというふうに思いました。それは感想ですので、結構です。

いずれにしても、これらの計画、どれも非常に大事で、市民の理解、参画がないと進まないと思いますので、この3番に掲げられているソフト対策についても、不断的努力をしていただきたいということを要望して終わりたいと思います。

○小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 地域計画ですけども、それぞれの災害に対応した計画を今回立てられたということで、いろいろこれまでの災害の教訓を踏まえて今回改定されたと思うんです。

ただ、今年3月に国のほうで、例えば地震調査委員会、あそこで公表された地震の発生する確率によりますと、水戸市は震度6弱以上の大規模地震に見舞われる確率というのが81%。今後30年間の間に81%あるということで、これは全国の県庁所在地で一番高いんです。そのくらいのリスクが今、この水戸市にもあるということですから、やはりしっかりこの計画も踏まえて、また、これからのいろんな状況も踏まえて、臨機応変な対応をしていくことが求められると思うんです。やはり、命を守るということが最優先ですので、そこに対してしっかりと行政がどういうことができるのか、また地域とどれだけ連携できるのかと、この辺が鍵だと思うんです。今回の計画においても。

それで、一番私が心配しますが、いわゆる災害時の要配慮者であるとか避難困難者、こういう方に対する対策です。本当に今、高齢化が進んでおりますので、先日も地域の住民の組織の会合の中で御指摘があったんですが、地域ぐるみでやるというふうになってはいますが、現実、それを地域でできるのかというと、なかなか非常に難しい。ハードも含めて。そういった状況があると思うんです。ですので、この今回の計画において、いわゆるそういう困難者に対してどのような対策をしていくのかという、ちょっとそういった厚みを加えた部分というのはあるんでしょうか。

○小泉委員長 小林課長。

○小林防災・危機管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

避難行動要支援者ということで水戸市に登録されている方が、市内全体で約3,500人の方がいらっしゃいます。こういった対策につきましては、既に、地域防災計画では修正を平成27年、28年において行ってございまして、その内容に基づきまして、現在、マニュアル等に基づきまして、地域の皆様にも御協力をいただきながら、支援体制の実効性を高めているところでございます。

今回、避難行動要支援者、思うように避難ができなかったり、例えば避難所で生活が思うようにできない

方につきましては、やはり多様なニーズの避難所運営という部分で丁寧に対応していくこと、または医療機関との連携により、確実な福祉施設での対応などについて、追加記載をさせていただいたところでございますが、あわせて、今後、避難行動要支援者のマニュアルに基づきまして、登録していただいていることのさらなる啓発、そして、地域とのしっかりとした連携体制という部分では、これまで登録された方のお一人お一人の個別計画というものを策定してまいりました。具体的に申しますと、どこに寝ているのか、またはどういった病気があるのか、薬を飲んでいるのか、こういったものをお一人お一人まとめたところでございます。

今後は、ただいま御指摘がありましたように実効性を高めるために、具体的にお一人お一人の事情をそれぞれの御自宅で確認をさせていただきながら取り組むという部分では、津波の浸水エリアなどにお住まいの登録されている方が約20人おりますので、こういった方で実証的なものを行って、全市的に広げられるように取り組んでいきたいというのが今の計画でございます。

○小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 ありがとうございます。

ぜひ、ここは非常に大事なところなので、きめ細やかに対応していただきたいなど。やはり、なるべく迅速に、個別計画に基づいた避難の訓練であるとか、そういった具体的な対策も必要なんじゃないかなと私は思います。

また、個別計画についても、やはりこれは登録制じゃないですか、この要困難者については。ですので、その登録者を増やしていくということも大事だと思うので、まだまだ本当に配慮が必要な方についても、登録されてないことによって漏れてしまう、こういった心配があるんですが、現実、その辺の登録の推進というのはいかがなんでしょうか。

○小泉委員長 小林課長。

○小林防災・危機管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

避難行動要支援者の啓発という部分につきましては、やはり、今、御指摘がありましたように、しっかりと登録をしていただくことがまず第一だと思っております。

そういった部分につきましては、民生委員の方や地区会の皆様にも毎年お声がけをさせていただきながら、普及啓発に取り組んでいるところでございますので、そういった部分、今後とも引き続き徹底してまいりたいと思います。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 津波で災害を被るのはもう決まっているんだよね、大体。堤防ができてない地域。だから、

川又地区ではあの辺。その堤防があるかないかというのはこの図面に載っていないんだ。載っているの。だから、津波計画の前に、もう完全に堤防がないから、津波が来たときには災害が及びますよというのは決まっているのよ。その図面を作って、国交省辺りの策定の日程というのはどうなっているの。一番大事でしょうよ。堤防があれば、津波が最小限になるんだから。ましてや河口の部分だから、一番先に災害を被る。その地図や、現実の課題として築堤はいつになるという予定はないの。

○小泉委員長 小林課長。

○小林防災・危機管理課長 福島委員の御質問にお答えいたします。

今、ちょっと資料が手元にないものですから、明確に年度についてはお答えできなくて恐縮ではございますが、やはり、一昨年台風第19号を踏まえて、現在、国のほうでも無堤防区間については、加速して整備を進めるということをお話しいただいてございます。そういった部分、整備の促進をしっかりと取り組んで、いち早く堤防の整備実現に向けて取り組んでいきたいと思っております。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 なければ、これはここで論じたってどうにもならない、要望しかないんだから。もう津波が来たら災害になりますよという地域は、那珂川の河口である水戸市の地域なんだから。その地域に堤防を造れば、なくなるんだから。これはいつできるのかというのは何百億円かかるかもしれないけども、これは国がやる仕事で。昔、水府町に、いつも見てたけれども、ここは激特事業で100億円かけている。水府橋周辺を築いたから今はなくなったんだと。それと同じように、この旧常澄地域の川又地区やその周辺にある地域の堤防の築堤計画というものをきちんとつくって出してもらいたい。まあ、いいです。あと、原子炉のほうは後。

○小泉委員長 はい、この後です。ほかにはございませんか。

ないようですので、この件について終わります。

次に、(4)の試験研究用等原子炉施設の事故等に備えた避難計画について、御質問等がございましたら。福島委員。

○福島委員 先ほどの説明で、試験研究用原子炉施設の資料③-2の4ページ、ここには、秋成町、下入野町、島田町、ここがこの5キロメートル圏内に入っている。この地域に対する災害の一番安全とは最低限、ヨウ素剤の配布というのはやっているの。

○小林防災・危機管理課長 福島委員の御質問にお答えいたします。

安定ヨウ素剤の対策につきましては、国と県と連携をしながら、本市におきましても、水戸市民27万人分の安定ヨウ素剤を確保しているところでございます。そういった部分につきましては、この対象となる区域の方にも十分対応できるものを整備しているところでございますが、こちらにつきましては、災害の状況を踏まえて、国の指示で配布や服用の啓発を行うところでございますので、まずは確保していくという部分についてはしっかりと対応してございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 配布をしているのは、いつ配布したの、この地域に。

○小泉委員長 小林課長。

○小林防災・危機管理課長 説明が不足して申し訳ございません。

まず、水戸市でしっかりと確保しているという現状ではございますが、市民の皆様にも事前配布をしているかという部分につきましては、事前配布ではなくて、災害の状況に応じて、国の指示に基づいて配布や服用について対象区域の皆様にお知らせをするというような内容となっております。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 言っている意味が分からないんだけども。こういうふうに5キロメートル圏内にきちんとエ

リアが指定されているんだから、当然、我々27万人、ほかの市民よりも、5キロメートル圏内に入っている地域の防災計画というものは、我々は知らないけれども、よく地デジや何かでやっているのは、東海原子炉の主要エリアにヨウ素剤を配ったが、もらわない人がいると。これだけ5キロメートル圏内では、もうとっくに配布してあるのと違うの。ここは配布しないということは安全であるということなの。

○小泉委員長 小林課長。

○小林防災・危機管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

説明について不足して申し訳ございません。同じ5キロメートルという表示の中でも、こちらの試験研究施設につきましては、東海第二発電所に例えますと、30キロメートル圏内に入っているという位置づけでございます。商業用の東海第二発電所などにつきましては、被害想定が大きいので、東海第二発電所から同じ5キロメートル圏内については、より災害のリスクが高いという部分で安定ヨウ素剤を事前配布するという位置づけになってございまして、それ以外、東海第二発電所の5キロメートルから30キロメートルの間については、市町村で速やかに配れるような体制をつくっておくことというのが国の指針の中で示されてございますので、そういった部分で、水戸市で保管、管理をしていると。同じように、この試験研究施設につきましては、東海第二発電所でいう5キロメートルという、より危険な範囲というのが示されておきませんで、東海第二発電所で例えます30キロメートルに値するのがこの5キロメートル圏内でございますので、国の指針では、安定ヨウ素剤を事前に配布する区域には指定されていないということでございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、こういう書類に5キロメートル圏内ですと、水戸市の秋成、下入野、島田地区が入っているということは、逆に不安材料を与えているような形とは違うの。そして、30キロメートル圏内は水戸市に用意してあるの、ヨウ素剤は。

そうすると、この災害避難計画を立てた5キロメートル圏内というのは非常に危険地域であると、我々は今日資料を出されて感じるんだけど、現実には危険ではないですよという意味なの。なまじっか、こういう書類で5キロメートル圏内にあって、ここは大丈夫ですよというのは、資料を作ることによって、秋成、島田、下入野地区の皆さんに不安材料を与えることになるの。それとも、この地域は大丈夫なら、何でこう書くの。私はその辺が分からないんだよ。5キロメートル圏内だから、その辺は危険地域ですよと言うから、この避難計画を出したんじゃないの。特に高速実験炉の常陽の5キロメートル圏内ということだから。そうじゃないの。ここは大丈夫だということなの。その辺が分からないです。

○小泉委員長 小林課長。

○小林防災・危機管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

どうしても、5キロメートルという数字だけでは数字が一人歩きしてしまって、今、御指摘がありましたように市民の方も不安を感じるかと思えます。そういった部分で、同じ5キロメートルであっても、そのリスク、国の示すリスクであったり、その対策という部分が、東海第二発電所のような大型でリスクが高いと言われる重点区域とされている5キロメートルと、この試験研究炉で言う5キロメートルという部分では異なる部分がありますので、そういったところを市民の方にも誤解がないように丁寧に説明をしまいたいと思っております。御指摘のとおり対応してまいります。

○小泉委員長 滑川委員。

○滑川委員 大変ボリュームがある中、御尽力いただきまして、誠にありがとうございます。また、各計画の中に要配慮者への対応、性別やセクシュアリティなんかも明記してくださり、大変うれしく思っております。

この計画の中で、③-2の避難計画を見て幾つかお聞きしたいと思い、御質問をいたします。

4点ほどございます。簡潔に伺います。

まず、2ページ、3ページ目のエリアが書かれている箇所なんですけれども、この下入野町等が入っております疑問に思うことが、新清掃工場もこのエリアに入ってくるのかなと考えてしまうのですが、もし入ってしまった場合は、こういった避難が出ている緊急事態中に市内のごみ収集等に影響はないのか。その点をまずお聞かせください。

○小泉委員長 小林課長。

○小林防災・危機管理課長 滑川委員の御質問にお答えいたします。

災害時におけるごみの収集でございますが、こちらにつきましては、まず市民の皆様の生活の維持とともに、やはり作業員の方の安全対策、こういったところも環境省で指針が出ておりますので、そういった原子力災害時のごみの収集という部分につきましては、その状況に応じて対応してまいりたいと思っております。

○小泉委員長 滑川委員。

○滑川委員 ありがとうございます。

実は、小林課長がおっしゃったとおり、そこに働く方も避難となってしまうと、なかなか稼働が難しくなってくるのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、5ページには対象施設の概要が書かれていて、8ページから11ページには対象施設の事故状況による避難の判断基準等が示されているかと思うんですけれども、もしこちらの各施設で事故が起きてしまった場合、最悪な事故、一番起きてはならない重大な事故というのは、こういった事故が予測され、そして、どんな影響があるのかということ、また今回5キロメートル圏内を対象ということなんですけれども、地形や天候、風向きなどで、それ以外の範囲に影響が及ぶことはないのか。その点もあわせてお聞かせください。

○小泉委員長 小林課長。

○小林防災・危機管理課長 ただいまの御質問にお答えします。

被害の状況等でございますが、原子力施設におきましては、電源の確保、そして、冷却水などの確保というところがやはり核となってきます。そういった部分で、そういった機能を喪失すること、さらには公衆に放射性物質が放出される、そのような事態がやはり最悪の事態というように認識しております。

そして、御指摘がございましたように、やはり計画どおりだけでなく、様々な環境によって被害のほう異なる場合も認識しております。そういったところでは私どもも基準にかかわらず、不安を感じる方などにつきましても、自主避難であるとか、または対象区域に含まれない方の避難の受入れなどにつきましても、早い段階から避難所を確保し、しっかりと啓発を行いながら対応してまいりたいと考えております。

○小泉委員長 滑川委員。

○滑川委員 ありがとうございます。

時間も限られておりますので、端的に進みます。

34ページの避難行動要支援者に関する避難所への移送について、身体の状態等から移送することのほうが逆にリスクが高まると、そう判断された場合はというところなんです、この判断は市の職員が行うのか、それとも保健所の医師や保健師など医療関係者が行うのか。その判断する方は誰なのかというところをお聞かせください。

○小泉委員長 小林課長。

○小林防災・危機管理課長 ただいまの御質問にお答えします。

避難行動要支援者の移送等につきましては、まず第一に私どもは、事態の状況を踏まえて、確実に安全が確保できる放射性物質が放出される前に確実な移送などを行っていきたくてございます。そして、判断という部分につきましては、こちらにつきましては、放射線の放出状況、こちらは国から情報を得ること、さらには医療的ケアにつきましては、医師会など医療関係者の皆様の御助言などをいただきながら総合的に判断し、対応してまいりたいと考えております。

○小泉委員長 滑川委員。

○滑川委員 ありがとうございます。

次に、こういった計画策定後、市民に対する周知を改めてもうちょっとお聞きしたいんですが、それというのも、今後、策定される東海第二原発に関する避難計画は住民理解が前提となるので、今回のこの計画も大変重要なのではないかとこのように考えております。そのためにも、先ほど簡単に地元住民にリーフレットによる周知や研修を、とのお話があったんですが、例えば以前、2010年に茨城県が行った総合訓練のような市民参加での訓練、そういったものは実施を考えているのかどうか。その辺もあわせて、市民の周知についてももうちょっと詳しくお聞かせください。

○小泉委員長 小林課長。

○小林防災・危機管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

市民への周知という部分につきましては、やはり原子力の特殊性であるとか専門性がございますので、先ほど御説明させていただきましたように、パブリックコメント、素案を作った段階から、地元の皆様にも御意見をいただきながらまとめてきたところでございます。そういった部分につきまして、本日、皆様に御審議をいただいて、その後にはリーフレットという部分で、先ほども福島委員から御指摘があったようなところも踏まえながら、市民の方に分かりやすい資料を作って、まずは対象区域の全戸にリーフレットなどを配布すること、または地元の方と御相談をさせていただきながら、住民参加型の訓練であるとか研修、こういったものも今後調整をしてみたいと考えております。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

田中委員。

○田中委員 端的に、時間もないので。

先ほど滑川委員から御指摘のあった5ページで、そもそもどういう施設があるのかというのが詳しく書い

であるんですけども、まず常陽です。東海第二に比べれば出力30分の1、HTTRは100分の1、JMTRはこれはもう廃止なんですけれども、まず聞きたいのは、このHTTRは動かすこととしていて、常陽については、そもそもこれも44年たっています。核燃料サイクルの見通しが立たない、ふげんの開発が頓挫しているとか、いろいろそういう状況もある中で、これは動かすことになるのでしょうか。すべきではないというふうに私は思っているんですけども、そういうものとして捉えているのか、その点はいかがですか。

○小泉委員長 小林課長。

○小林防災・危機管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

常陽につきましては、現在、国の安全審査を受けている段階でございます。私どもといたしましては、その安全審査の動向をまず注視してまいりたいと考えております。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 私の意見は先ほど申し上げたとおりで、そもそも役割が終わっているものだと思いますので、そういう廃炉を求めるべきだと思っています。

その上で、影響が出た場合の話ですけども、15ページに先ほどの地図が、5キロメートル圏の円が書かれていまして、これ、水戸市は一部がかかるわけですけども、大洗町とか茨城町は結構な範囲ですよ。そういう方々の避難先というのはどういうふうになっているのか。つまり、水戸市は隣接していますので、そういう方々の避難に伴う影響ということも出てくるのかなというふうに思うんですけども、いかがですか。

○小泉委員長 小林課長。

○小林防災・危機管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

大洗町や茨城町につきましては、水戸市と同様に、まず、それぞれの自治体内で避難の受入れを行うこととなってございます。その場合、大洗町につきましては既に御相談をいただいております、大洗町、この5キロメートル圏に絡む部分から外側に逃げようとする、どうしても北側に避難をする。そして、その北側の中でも海岸に面するようなどころについては、二次災害として津波などの影響も想定されると。そういったリスクがあるときには、大洗町さんから水戸市で受入れについても御協力をいただきたいというような御相談がありましたので、私どもも、そういったところもしっかり提携をしてまいりたいと考えております。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 そうしますと、次の16ページに、今言った水戸市民の5キロメートル圏内の方々の避難先として酒門小や常澄中などが設定されていますけれども、それ以外、つまり大洗町の方々などを受け入れる設定というのが今後あり得るという理解をすればいいのかという点と、それから、3.11の福島原発事故を受けますと、5キロメートル圏で冷静に避難が完了するということは考えにくい。つまり、多くの市民が大変だということで、自主避難を開始するということも十分あり得るというか、それが自然だと私は思うんですけども、そういう場合については、何かどう対応するのかなという点がちょっと見えないので、あわせてお聞かせください。

○小泉委員長 小林課長。

○小林防災・危機管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず1点目でございますが、大洗町の受入れという部分につきましては、こういった施設以外の部分で、避難所の受入れ態勢を構築してまいりたいと思っております。そして、こちらの施設につきましては、まず二次災害等を考慮して、浸水想定区域内などが想定されていない近隣の施設、5か所をまず開設をしていく。そして、災害の状況に応じては、やはり追加で避難所を開設すること、さらには長期化するようなときには、ホテル、旅館との協定などに基づいて、より体への負担などが少ない宿泊機能の優れた施設などへ移動していただくこと、そういったことも想定しているところでございます。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので、この件について終わります。

次に、(5)の水戸市芸術文化振興ビジョンについて、執行部から説明を願います。

小嶋市民協働部副部長。

○小嶋市民協働部副部長 水戸市芸術文化振興ビジョンにつきまして、市民協働部文化交流課提出の資料により御説明いたします。

資料①を御覧願います。

1、ビジョン策定の基本的事項、(1)ビジョン策定の趣旨につきましては、市民一人一人の心豊かな生活を実現し、芸術文化のまちとしての魅力を高めていくため、水戸市における芸術文化のさらなる振興に向け、基本的な考え方や方向性を示す指針といたしまして、本ビジョンを策定するものでございます。

(2)期間につきましては、2021年、令和3年度からの5か年といたします。

2、ビジョンの基本的方向、(1)目指す姿につきましては、多様な価値を創造し、個性あふれるまちづくりの推進力となる芸術文化の振興により、「ひとが輝き、まちが輝く 芸術文化を創造するまち・水戸」を目指してまいります。

(2)基本的方向につきましては、基本的方向の1は、芸術文化を育む、つなぐ～誰もが芸術文化に親しむ～といたしまして、誰もが気軽に参加し、触れることができる機会の充実を図るなど、市民の皆様が芸術文化を身近に親しめる環境づくりを進めてまいります。

基本的方向2につきましては、芸術文化で魅せる、ひきつける～水戸ブランドでつかむ～といたしまして、水戸のシンボルとなる芸術文化の拠点において、芸術文化を創造するまちとしてのブランドイメージの確立を目指してまいります。あわせて、芸術文化への興味・関心、鑑賞や活動への意欲を高めていくため、活動全体の情報の提供を努めてまいります。

基本的方向3につきましては、芸術文化を生かす、広げる～多様な出会いから芸術文化をつむぐ～といたしまして、芸術文化の新たな可能性や価値、魅力を創出するとともに、経済効果を生み出してまいります。あわせて、水戸の多様な地域資源へ芸術文化を活用し、新たな魅力を発信してまいります。

恐れ入ります。ページを返していただきまして、2ページ、(3)目標指標につきましては、3つの基本的方向の推進による効果を総合的に検証するため、以下の2つの項目により目標値を設定してございます。

3、施策の体系につきましては、ただいま御説明いたしました目指す姿に基づく3つの基本的方向に沿って、7つの基本施策を体系的に表したものでございます。

各施策につきましては、資料②のビジョン本編の25ページ以降に記載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。PDCAサイクルの中で進行管理を図ってまいります。詳細につきましては、本編を後ほど御覧ください。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 それでは、内容について御質問等がございましたら、発言を願います。

田中委員。

○田中委員 芸術文化振興ビジョンということで、新たな計画が載っているというふうに理解をしています。

聞きたいのは、策定の趣旨としていろいろ書かれておりますけれども、水戸芸術館においていろんな市民向けの企画が行われて、今で言えば3.11を振り返っての企画が昨日までやっておられて、あのときどういう状況にあったかというようなことも含めて、いろんな芸術家の作品を私も見させていただいたんですけども、非常にそういう意味では意欲的な活動をいろいろやっておられるというふうに思います。

ただ、この趣旨にもあるんですけども、後段に市民会館との関係について書かれている部分があって、30ページです。水戸芸術館と市民会館と一体となった芸術文化拠点の形成というふうにあるんですけども、市民会館については、立地の妥当性ということで裁判も行われているわけですけども、一体となったとか、連携するとかという部分がずっと言われているんですが、あまり具体性がないのかなというふうに思っております。

その点について、ここにある一体となった芸術文化の拠点形成という意味は、もう少し具体的にどういうことをお考えなのか、その点の説明がこれまで不足しているんじゃないかなというふうに思っているので、あわせてお聞かせいただきたいというふうに思います。

○小泉委員長 須藤課長。

○須藤新市民会館整備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

ビジョンの②の資料の30ページをお開きいただきたいと思っております。

(2)の基本的方向2として、芸術文化で魅せる、ひきつける～水戸ブランドでつかむ～という項目でございます。それに基づく基本施策といたしまして、アに記載のとおり、芸術文化拠点における多彩な創造・発信を果たしていくということを記載してございます。

内容といたしましては、水戸芸術館と水戸市民会館が一体となった芸術文化の拠点を形成していくというのをうたっておりますけれども、主な取組の内容といたしましては、この新市民会館における芸術文化の創造・発信、それから、水戸芸術館と市民会館が一体となった芸術文化の創造と発信という位置づけでございます。

水戸市民会館につきましては、今年度中に指定管理者を公募して選定していくという流れで考えてございますので、このビジョンに基づきまして、具体的な事業につきましては、あらかじめ市においても検討した上で、指定管理者と協議を進めて具体的な施策を構築してまいりたいと考えております。

以上です。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 意見として申し上げておきますが、あらかじめ市として検討してということは、そもそもあの場所に建てる前段階としてやるべきことだったのではないかなというふうに思うんです。場所が近いのは確かに事実としてそうなんですけれども、だからといって、一体だとか連携ということも言ってみても、あまり具体的になっていないのかなというふうに思いますので、そういう問題も含めて、今まさに問われているのが市民会館の問題だということを指摘して、意見として終わりたいと思います。

○小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 本計画なんですけど、この本編のほうをちょっと拝見しますと、18ページから24ページ、芸術文化の振興に向けての課題ということで、市民の声というかアンケートを拾って、これに基づいて今回、計画のほうを新たに策定したんだと思うんですが、その中で、やはりちょっと気になったのが、特にこの芸術文化施設における魅力的なコンテンツを欲している方が約6割ぐらいで非常に多いと。また、活動場所の提供を望んでいる方がいると。これも40%ぐらい、かなり高い比率があるということで、こういった課題を踏まえての今回の計画だと思うんですが、その辺の課題について、どのように今回捉えているんでしょうか。ちょっとそこをお聞かせください。

○小泉委員長 小嶋副部長。

○小嶋市民協働部副部長 先ほどの御質問にお答えさせていただきます。

この芸術文化振興ビジョンにつきましては、本市の目指す芸術文化の方向性を示したものでございます。今後、この方針に沿って、本市の芸術文化をどのように目指していくかということを示させていただいております。

委員御指摘のように、市民アンケートによりまして、場所とか、そしてコンテンツ、そういったものの御指摘もございまして。今後、市内の中でもまかせていただきまして、今後、より幅の広い文化の振興を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 まさに、これらのこういったコンテンツであるとか場の提供というのは、これから造られていく市民会館であるとか、そういうところがそういったものを提供をする1つの大きなポイントになってくるのかなと私は思うので、これは市民がこういうふうに望んでいらっしゃるわけですから、ぜひ、その辺の魅力を高めていただきたいと。そうでなければ、なかなか水戸市が文化芸術の盛んなまちだという、そういうブランドイメージを築いていくのは難しいのかなと思いますので、こういった1つの水戸芸術館であるとか、新たな新市民会館であるとか、そういう拠点を中心にブランドイメージをしっかりと確立できるような施策展開をお願いしたいというふうに思います。

また、市民の方のこのアンケートを見ますと、芸術文化が盛んなまちだと思っている割合が非常に低いわけですね。やはり、これを高めていくというのが一番大事だと思います。あとは、それは主体的に市民がそういう活動をしていっていただく、このことが大事だと思いますので、市民が主体的にそういう芸術活動、若い世代から高齢者まで、幅広い世代がそういう活動ができるようなことをしっかりと支援していった

だきたいということだけ申し上げたいと思います。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので、この件について終わります。

以上で、報告事項を終わります。

それでは、以上をもちまして、本日の総務環境委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時56分 散会